

# 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応

## 従業員が体調不良の場合

従業員の状態 →	対処 →	従業員の状態 →	対処 →	PCR検査 →	感染者発生処置	傷病手当	雇用助成金*
風邪の症状や 37.5度以上の熱	出勤停止	回復 解熱が1週間継続	出社OK		不要	×	○
		発熱が 4日以上続く	従業員自身で 帰国者・接触者相談センターに 相談	陰性	不要	×	○
				陽性	要	○	×

## 従業員が濃厚接触者の場合

従業員の状態 →	対処 →	対処 →	PCR検査 →	感染者発生処置	傷病手当	雇用助成金*
コロナ感染者の 濃厚接触者	出勤停止	従業員自身で 帰国者・接触者相談センターに相談	陰性	不要	×	○
			陽性	要	○	×

## 家族(同居)に新型コロナウイルスが疑われる症状\*の方がいる場合。

\*37.5度以上の発熱が4日以上、または強いだるさ、息苦しさがある

従業員の状態 →	対処 →	従業員の状態 →	対処 →	PCR検査 →	感染者発生処置	傷病手当	雇用助成金*
家族(同居)に 新型コロナ ウイルスが 疑われる症狀 の方がいる	出勤停止	風邪の症状や 37.5度以上の熱が ある	回復 解熱が1週間継続	出社OK	不要	×	○
			発熱が 4日以上続く	従業員自身で 帰国者・接触者 相談センターに 相談	陰性	不要	○
				陽性	要	○	×
強いだるさ(倦怠感)、 息苦しさ(呼吸困難) がある	出勤停止	従業員自身で 帰国者・接触者相談センターに 相談		陰性	不要	×	○
				陽性	要	○	×
上記の症狀は無く 健康	出社OK			不要			

\* 出勤停止が会社指示によるもので、休業手当(60/100以上)を支給した場合に雇用助成金が適用されます。

個人判断による出勤停止は、有給休暇または欠勤扱いとなります。

## 感染者が発生した場合の処置

### 1 各官公庁への報告

- ①管轄の保健所に報告し、指導に従う
- ②自治会への報告

### 2 事務所内の消毒

管轄の保健所の指導に従い、事務所内を消毒する。

### 3 発生の事実、対処方法のホームページへの掲載

ホームページ掲載内容例

- お詫びと経緯の報告
- 当該感染者の行動履歴と濃厚接触者の調査結果
- この間の会社としての対策
- 今後の対応と処置、会の基本方針の声明

社内で感染者が出た場合、

感染者以外の社員が

濃厚接触者に該当する

可能性が高いため

その場合の業務継続計画を

立てておくことが必要です。

## ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

かかりつけ医のいる方

日ごろ、医療機関にかかっていない方（かかりつけ医のいない方）

「風邪のような症状」  
「37.5℃以上の発熱」  
「強いたるさや息苦しさ」がある

不安に思う方



「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」がある方  
(一般の方) 症状が4日以上続く場合  
(高齢・基礎疾患がある・妊娠の方)  
症状が2日程度続く場合  
「強いたるさや息苦しさ」がある方



「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」がある方  
(一般の方) 症状が4日以上続く場合  
(高齢・基礎疾患がある・妊娠の方)  
症状が2日程度続く場合  
「強いたるさや息苦しさ」がある方

かかりつけ医に電話相談



新型コロナ外来での受診が必要と判断

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を受診  
※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

医師が検査の必要ありと判断

陽性

陰性

PCR検査（富山県衛生研究所）

医師が検査の必要なしと判断

富山県新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL076-444-2176(直通)  
※平日 8:30~17:15  
土・日・祝 10:00~16:00

FAX076-444-9689

専門的な助言が必要な場合  
受診相談窓口を案内

自宅で安静

医療機関を受診

※症状が良くならない場合は、  
再度受診相談窓口またはかかりつけ医  
に相談

入院（感染症指定医療機関等）

## 参考 消毒法

	消毒法	消毒のポイント
器材 環境	80°C、10分間の <b>热水</b> 消毒(器材)	患者の排泄物、飛沫物質、分泌物などの湿性生体物質の付着した可能性のある <b>局所を消毒</b> する。 <b>噴霧、散布消毒は推奨しない。</b> (ウイルスが舞い上がる可能性と健康被害の点で)
	0.02~0.1W/V% (200~1,000ppm) <b>次亜塩素酸ナトリウム</b> で清拭、30分間浸漬(環境・器材)	
手指	70v/v% <b>イソプロパノール</b> または <b>消毒用エタノール</b> で清拭(手が触れる部分)または30分間浸漬	15秒以内に乾かない十分量の製剤を使用する必要がある。
	速乾性擦式消毒用 <b>アルコール</b> 製剤	
	流水と石鹼でしっかり洗う。	

### 5) 重要業務の継続

- 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

### 【患者・濃厚接触者への対応 Q&A】※わかりにくい休業手当と傷病手当について

Q 1) 従業員が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきか？

A 1) 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事の就業制限により従業員が休業する場合、

「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられます。

よって、休業手当を支払う必要はありません。

なお、健康保険に加入されている人であれば傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために業務ができなくなった日から起算して3日を経過した日から、標準報酬日額の3分の2について傷病手当金により補償されます。

Q 2) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか？

A 2) 職務の継続が可能である従業員について、会社の自主的判断で休業させる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまります。そのため休業手当を支払う必要があります。

Q 3) 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか？

A 3) 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため従業員が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱って問題ありませんので、会社から休業手当を支払う必要はありません。